

中華人民共和国広東省珠江デルタにおける 広東語テレビ放送をめぐる政策

— 方言放送特区の成立、経過及び展望 —

小 田 格

I. 序 論

筆者は、かつて小田（2011；2013）で当時話題となった事象に焦点を当て、中華人民共和国¹⁾（以下「中国」という）広東省における漢語方言（以下「方言」という）を使用したラジオ・テレビ番組（以下「方言番組」という）をめぐる政策について考察した。しかし、各論考では、それぞれの事例の記述に軸足を置いていたこともあって、通時的に個々の事象を捉え、その意味・位置付けを問うていくまでには至らなかった。また、全国的な方言番組をめぐる政策との比較検討も十分ではなく、ゆえに同省の特殊性を的確に伝え切れてもいなかった。

他方、広東省珠江デルタ²⁾のテレビ放送に関連する中国国内の先行研究は数多あり、広東語³⁾の使用に言及し、又はこれに検討を加えたものも少なくない。しかし、各論考の目的・関心が多岐に亘っていることもあって、いずれも内容は断片的なものに留まっており、社会の諸要素を総合的に勘案しながら当地の広東語テレビ放送をめぐる政策の全体像を提示したものは見当たらない。

そこで、本稿では、改めて従前の事象に当たり、各種情報を有機的に連関させつつ、珠江デルタにおける広東語テレビ放送の実態と、これをめぐる政策の全貌を描き出す。具体的には、まず当該エリアにおける広東語テレビ放送の現状及び特徴を示したうえで、こうした状況がいかにして醸成され、またこれをめぐる過去にどのような出来事が起こってきたのかを明らかにし、さらに今後の行方を展望することとしたい。

II. 現状及び特徴

本章では、珠江デルタにおける広東語テレビ放送の現状を確認したうえで、他省との比較を通じて、その特徴を明らかにする。

1. 現 状

珠江デルタ一帯に所在する主要なテレビ局の使用言語を取りまとめたものが表1である。

全省を放送エリアとする省級テレビ局の広東廣播電視台⁴⁾では、半数以上のチャンネルで広東

表1：珠江デルタのテレビ局の使用言語一覧

階層	行政区	テレビ局	チャンネル	使用言語		
				標準中国語（普通話）	広東語	その他
省級	広東省	広東 広播電視台	衛星（広東衛視）	○		
			珠江	△	○	
			スポーツ	△	○	
			公共	△	○	
			ニュース	○	△	
			アニメ	○		
			TVS1 経済・科学・教育	○		
			TVS2 南方衛星（南方衛視）	△	○	
			TVS3 バラエティ	△	○	
			TVS4 映画・ドラマ	△	○	
			TVS5 少年・児童	○		
市級	広州市	広州電視台	総合	△	○	
			ニュース	△	○	
			経済	○	△	
			映画・ドラマ	△	○	
			スポーツ競技	○	△	
			少年・児童	○	△	
			生活	△	△	○英語
	深圳市	深圳電視台	衛星（深圳衛視）	○		
			都市	○		
			ドラマ	○		
			財經・生活	○		
			娯楽	○		
			スポーツ・健康	○		
			少年・児童	○		
			公共	△	○	
	仏山市	仏山電視台	総合	△	○	
			公共	△	○	
			映画・ドラマ	△	○	
			南海	△	○	
			順徳	△	○	
	東莞市	東莞電視台	ニュース総合	○	△	
			公共	△	○	
	中山市	中山電視台	総合	△	○	
			公共	△	○	
			教育	○	△	
	珠海市	珠海電視台	ニュース総合	○		
			生活サービス	○		

階層	行政区	テレビ局	チャンネル	使用言語		
				標準中国語（普通話）	広東語	その他
市級	惠州市	惠州電視台	ニュース総合	○		△客家語
			公共・生活	○	△	
	江門市	江門電視台	総合	△	○	
			公共	△	○	
			教育	○	△	
	肇慶市	肇慶電視台	総合	○	△	
			公共	○	△	

○：主たる使用言語、△：一部の番組での使用言語

（李天研（2012）及び2017年3～8月にかけて各テレビ局のウェブサイト（広東広播電視台（荔枝網：<http://www.gdvtv.cn/>）、広州電視台（広視網：<http://www.gzstv.com/>）、深圳電視台（深圳広播電影電視集團：<http://www.szmg.com.cn/>）、仏山電視台官網（<http://www.fstv.com.cn/>）、東莞電視台（東莞陽光網：<http://www.sun0769.com/tv/>）、中山電視台（中山之窗：<http://www.zsbtv.com.cn/>）、珠海電視台（珠海網：<http://www.zhtv.com/>）、惠州電視台（東江伝媒：<http://www.hzrtv.cn/>）、江門広播電視台官網（<http://www.jmtv.cn/>）及び肇慶広播電視台官網（<http://www.zqgd.net/>））において筆者が実施した視聴調査結果に基づき作成）

語放送が実施されている。また、各地級市及びその周辺を放送エリアとする市級テレビ局の使用言語の傾向は、大要以下のように分類できる。

第1に、広東語が主流な方言の行政区に所在する仏山電視台、中山電視台及び江門電視台は、広東語のチャンネルが主体の構成である。第2に、広東語が主流な方言であるが、外来人口も多い行政区に所在する広州電視台及び東莞電視台は、広東語のチャンネルと標準中国語（以下「普通話」という）のそれとが概ね半々といった状況である。第3に、外来人口の多い経済特区に所在する深圳電視台及び珠海電視台は、基本的に普通話のチャンネルで構成されているが、前者には広東語を主体とする公共チャンネルが存在する。第4に、広東語が主流な方言である肇慶市の肇慶電視台の各チャンネルは、普通話を主体としつつ、一定数の番組で広東語が使用されている⁵⁾。第5に、客家語が主流な方言である惠州市の惠州電視台は、基本的に普通話のチャンネルで構成されているが、一部に客家語及び広東語の番組も確認される⁶⁾。

なお、以下詳述する通り、広東省では、ケーブルテレビを通じて、香港特別行政区（以下「香港」という）及びマカオ特別行政区（以下「マカオ」という）のテレビ局による広東語番組もリアルタイムで視聴することができる。

2. 特徴 — 長江デルタとの比較

前節の通り、珠江デルタには、広東語放送を実施するテレビ局が密集しているが、こうした状況を他の地域と比較した場合、どのような特徴を見出すことができるだろうか。長江デルタに位置する江蘇省及び浙江省では、2000年代中盤に方言番組に対する規制通知が発出され、放送局が遵守すべき各種事項が明らかにされている。そこで、本節では、長江デルタ2省の規制通知に

共通する5つの事項と、珠江デルタの現状とを比較することにより、後者の特徴を浮かび上がらせることとしたい。なお、比較に用いる規制通知は、江蘇省ラジオ・映画・テレビ局による2006年5月18日付の「全省のラジオ及びテレビの方言番組の管理強化に関する通知」⁷⁾（以下「江蘇規制通知」という）及び浙江省ラジオ・テレビ局による2007年8月1日付の「方言番組管理の更なる強化に関する通知」⁸⁾（以下「浙江規制通知」という）である。

(1) 方言放送専門チャンネルの開設

江蘇規制通知2項及び浙江規制通知4項1号は、いずれも方言を主たる使用言語とするテレビ・ラジオのチャンネル（以下「方言放送専門チャンネル」という）の開設を禁止している⁹⁾。

一方、珠江デルタに関しては、広東広播電視台の2チャンネル（珠江、TVS2南方衛星）及び広州電視台の各チャンネルが方言放送専門チャンネルとして開設を許可されている¹⁰⁾。さらに、広東広播電視台の4チャンネル（スポーツ、公共、TVS3バラエティ、TVS4映画・ドラマ）や、仏山電視台、中山電視台及び江門電視台の各チャンネル、深圳電視台及び東莞電視台の公共チャンネルなども、実質的に方言放送専門チャンネルと呼んで差支えない状況にある。

(2) 省級放送局での方言放送

江蘇規制通知4項及び浙江規制通知4項4号は、いずれも省級の放送局では原則として方言番組を放送しないものと規定している。

一方、珠江デルタの場合、前項の通り、省級テレビ局の広東広播電視台に方言放送専門チャンネルが開設されており、しかも地上波主力の「珠江」と、衛星放送用の「TVS2南方衛星」とがこれに該当する。さらに、表1の通り、同台の半数以上のチャンネルで広東語放送が実施されている。

(3) ニュース総合チャンネルでの方言放送

「ニュース総合チャンネル」は、通常、当該放送局で最も主力のチャンネルに付される名称である。江蘇規制通知3項は同チャンネルでの方言番組の放送を原則禁止とし、浙江規制通知4項5号後段は同チャンネルでは方言番組を原則放送しないものとしている。

一方、珠江デルタの「ニュース総合」又は「ニュース」若しくは「総合」という名称のチャンネルを確認すると、広州電視台、仏山電視台、中山電視台及び江門電視台で該当するチャンネルは、広東語を主体としていることが分かる。また、広東広播電視台ニュースチャンネル及び東莞電視台ニュース総合チャンネルは、普通話为主体としつつ、広東語による番組も複数放送している¹¹⁾。

(4) 市級放送局での方言番組の放送上限本数

江蘇規制通知5項及び浙江規制通知4項5号前段は、表2の通り、市級放送局による方言番組

表 2：長江デルタにおける市級放送局の方言番組の放送上限本数

	江 蘇 省	浙 江 省
1 放送局 当たりの放送上限本数	ラジオ 2 本、テレビ 2 本 (合計 4 本)	①杭州市、寧波市及び温州市：6 本 ②その他の地級市：4 本
1 チャンネル 当たりの放送上限本数	1 本	なし

(江蘇規制通知 5 項及び浙江規制通知 4 項 5 号前段の規定内容に基づき筆者作成)

の放送上限本数を設定している。

一方、珠江デルタの市級テレビ局に関しては、表 1 の通り、広州電視台、仏山電視台、中山電視台及び江門電視台の各チャンネル、そして深圳電視台及び東莞電視台の公共チャンネルが広東語番組を主体としており、場合によっては 1 チャンネルだけでも長江デルタの 1 放送局当たりの放送上限本数を優に超過している。

(5) 国内で制作された映画及びテレビドラマの方言吹替え

江蘇規制通知 10 項及び浙江規制通知 6 項は、国内で制作された映画及びテレビドラマの方言吹替版の放送をみだりに行わないものと定めている。

一方、珠江デルタでは、広東廣播電視台珠江チャンネルの「珠江劇場（パールリバー劇場）」、同 TVS4 映画・ドラマチャンネルの「劇無霸劇場（スペクタクル劇場）」、広州電視台総合チャンネルの「合家歡劇場（ファミリー劇場）」等のように、広東語音声を配した国内のテレビドラマを放送する固定枠がゴールデンタイムに設けられ、毎晩 2～5 話が連続で放送されている事例が少なくない。

長江デルタの各規制通知にいう「みだりに」の程度は詳らかでない。しかし、上記のような珠江デルタの状況は、さすがにその許容範囲に収まりきらないように思われる¹²⁾。

以上の通り、珠江デルタのテレビ局では、長江デルタで禁止され、又は原則行わないものとされている行為がごく当たり前に実施されている。さらに、浙江規制通知には、上記以外に番組内容（4 項 2 号、3 号等）、放送時間帯（4 項 7 号）、放送時間量（4 項 8 号）等の規定も存在するが、珠江デルタではこうした制限も特段認められない。したがって、当該エリアは、正に方言放送の「特区」と形容すべき状況にある。

Ⅲ. 広東語テレビ放送をめぐる事象・政策等

本章では、1980 年代以降の珠江デルタの広東語テレビ放送に関する主要な事象・政策等を時系列に確認する。なお、以下で取り上げる事象・政策等は、小田（2011；2013）で得られた情報

に基づきつつ、改めて先行研究や各種年鑑、新聞記事等を精査したうえで選定したものである。

1. 1980年代

本節においては、まず先行研究や新聞記事等に依拠し、珠江デルタで香港のテレビ放送の視聴が容認されるに至った経緯・経過を確認したうえで、これに対抗するために同地のテレビ局で広東語放送が実施されるようになったことを明らかにする。

(1) 「魚骨天線」の乱立とその取締り

1978年に改革開放政策が始まり、特に広東省はその先駆的役割を担うこととなった。こうした社会情勢のなかで珠江デルタの人々の暮らし向きは好転し、テレビを購入する家庭も増えていく¹³⁾。しかし、当時の中国国内のテレビ放送は、電波の受信状況も悪ければ、番組内容もおよそ魅力的なものではなかった。それゆえ、珠江デルタの人々は、いつしかUHF/VHFアンテナを竹竿に取り付け、これを屋外に設置することにより、香港のテレビ放送を受信するようになっていった。こうした「特殊装置」は、その姿形が魚の骨に似ていることから「魚骨天線（魚骨型アンテナ）」と呼ばれる（李（2008）、陳（2014））。

香港のテレビ番組には、今まで目にしたことのない資本主義社会の眩い光景が画面一杯に広がり、たちまち同地の人々を魅了した。1980年代前半に魚骨天線は、当該エリアで乱立し、独特な風景を形成するようになったという（『南方都市報』2013年6月18日）。

しかし、こうした事態は当然にして問題視される。特に、かかる状況が中央の耳に入ると、当時の広東省の開放路線に対する批判的世論の高まりも相俟って、「香港のテレビは毎分毎秒有毒な言論を流している」、「広州はすでに香港化してしまった」といった批判がなされるまでになる（李（2008：19））。

このような状況となると、広東省人民政府としては取締りに乗り出さざるを得なくなる。同政府は、1980年5月に「一部の不良な習慣を阻止する件に関する通知」¹⁴⁾を発出し、消防車を出動させて魚骨天線の撤去・回収を行うようになった。また、同政府は、1982年5月にも「期限内での魚骨天線の全部撤去に関する通知」¹⁵⁾を発出し、改めて取締りを実施した（陳（2014）、『南方都市報』2013年6月18日）。

(2) 香港のテレビ放送——排斥から容認へ

上記のような魚骨天線の取締りに対する当地の人々の不満は次第に鬱積していく。また、同地に駐在する香港、マカオ、台湾、東南アジア等のビジネスマンからも「香港のテレビすら観られなくて、何が経済特区だ？ どうやって商売しろというのだ？ 我々の情報はどこからやって来るんだ？ こんな特区を信頼して投資なんかできるのか？」といった厳しい声が上げられるようになる（陳（2014：14））。

中央からの批判と地元の不満との板挟みとなった中国共産党（以下「中共」という）広東省委

員会及び広東省人民政府は当初打つ手がなかったが、最終的には香港のテレビ放送の視聴を容認する方向に舵を切る。その過程には次のような動きがあった。

1982年、中共中央委員会総書記の胡耀邦が広東省順徳県（現在の仏山市順徳区）を訪れた際、同県書記である黎子流と香港のテレビ放送について意見を交わした。その際、黎子流は、香港のテレビ放送が反共産党・反社会主義的な内容や猥褻な映像を含まないこと、市場の情報を迅速に報道していることなどを伝え、これに対して胡耀邦も「私も深圳で観たが、確かに何もなかった」と述べた。その後、黎子流は、このやり取りをすみやかに中共広東省委員会第一書記の任仲夷に報告したこととされる（陳（2014）、『南方都市報』2013年6月20日）。

1983年5月、任仲夷は、魚骨天線の取締りをこれ以上継続した場合、地元住民や駐在ビジネスマンとの深刻な衝突に発展し、ひいては外資の流入にも影響を及ぼしかねないと考え、直ちに部下を深圳に派遣して香港のテレビ放送に関する視聴調査を実施した（李（2008）、『南方都市報』2013年6月18日）。

当該調査の結果、香港のテレビ放送の内容に特段大きな問題がないことが改めて判明すると、彼は中共広東省委員会宣伝部にて会議を開き、①香港のテレビ放送の視聴は奨励せず、この点は中央と見解を一致させていること、②あらゆる方策を尽くして同省のラジオ・テレビ番組を優れたものとし、人々の娯楽を豊かなものとするということという2つの基本的見解を示すとともに、「排污不排除」——精神を汚染する文化こそ排除すべきであって、外来文化を盲目的に一律排斥してはならない——という考え方を披瀝した一方、魚骨天線の取締りには一切言及しなかった（李（2008）、『南方都市報』2013年6月18日）。

その後、しばらくして胡耀邦が広州を訪問する。彼が滞在した珠島賓館では、中央の要人來訪に対する当時の慣例に沿った対応——客室テレビの香港のチャンネルの停止——がなされていた。しかし、これを発見した任仲夷は、ホテルの従業員に対して、香港のテレビチャンネルを元通り受信するよう設定するとともに、すべてのチャンネル名を記載したリストをテレビの横に配置するよう指示した。そして、胡耀邦は、その後数日の間、同ホテルに滞在し、かかる対応に気づいたものと推察されるが、特段意見を示すことはなかったとされる。かくして、任仲夷による判断を胡耀邦がオーソライズする形で、珠江デルタにおいて香港のテレビ放送の視聴は事実上容認されることとなり、これ以降、魚骨天線の取締りも実施されなくなったのであった（李（2008）、陳（2014））。

（3）競争環境下での広東語テレビ放送

任仲夷の上記判断は、珠江デルタの地元住民や駐在ビジネスマンたちにとっては朗報だったかもしれないが、テレビ局にとっては、香港のテレビ放送——豊富なリソース、徹底したエンターテインメント性、そして国内外の迅速な情報を誇る——との長きに亘る競争の幕開けにはかならなかった。当局が魚骨天線を取り締まらなくなった以上、同地のテレビ局は実力で地元視聴者を奪還することが求められるようになったのである。

そこでまず投入されたのが、1983年9月に広東電視台の第2チャンネルとして開設された広東電視二台（14チャンネル）——後の珠江チャンネル——である。同チャンネルは、当時香港のテレビ放送が受信されていた13チャンネルと15チャンネルの間に挿入され、広東語を主たる使用言語とすることとされた（郭（1987：82））。

1985年10月には、広東省ラジオ・テレビ庁党グループにより、広東電視二台の改革案「中共中央書記処及び広東省委員会の指示を徹底的に実行し、広東のテレビ事業強化を図る件に関する構想」¹⁶⁾が策定される。同構想の冒頭では、「番組内容を豊かにし、放送時間を延長させ、放送の質・量を改善し、広州話を主たる使用言語とするテレビチャンネルを用意する」ことが主たる任務として挙げられ、第1章の「省二台の番組編成方針の調整」では、珠江デルタの視聴者を獲得できていないという目下の課題が指摘されたうえで、当該エリアの住民を主たるターゲットとすること（1項）、香港のテレビ放送を競争相手とすること（2項）、広東語を主たる使用言語とし、その放送時間を当時の30%から80%にまで引き上げること（3項）等が示された。

さらに、その後1988年に設置された広州電視台も必然的に香港のテレビ放送、そして広東電視台との競争環境に置かれることとなった。広州電視台開設時の記者会見の記録には、次のようなやり取りが確認できる。

記者：広州電視台は、何語を主たる使用言語としますか？

回答：我々の調査によると、広州の大多数の人々は、広州電視台が広州話を使用することを希望しています。そのため、我々は広州人民の言語習慣を考慮し、広州話による一定数の番組を用意します。多くの人々が聞いて理解でき、見て分かるようにしてこそ、より良い社会的利益と経済的利益を生み出すことができるでしょう。しかし他方で、国は普通話の普及推進を図っているので、我々も措置を講じて、当該事業を適切に実施することとします。我々が毎日放送している「広州新聞（広州ニュース）」は、広州話版も普通話版もあります。試験放送段階での我々の番組制作能力は高くありませんから、多くの番組は国内のテレビ局と交換したものととなりますが、これらの番組の一部は、翻訳・吹替えの能力が一時的に追いつかないため、普通話版のみの放送となります。この点につきましては、現在、字幕の挿入による問題の解決に着手しています。しかし、自局制作の番組の増加に伴い、広州話番組の比率は高まっていく見通しです。（万（2009：230））

上記の通り、1980年代に珠江デルタでは、省級テレビ局と省都の市級テレビ局で広東語放送を増加させることとなった。そして、1988年に国家ラジオ・テレビ部は、この2つのテレビ局に広東語による放送を正式に許可したこととされている¹⁷⁾。

2. 1990 年代

(1) 魚骨天線からケーブルテレビへ

1980 年代に珠江デルタ名物となった魚骨天線は、1990 年代前半にその役割を終え、姿を消していった。なぜなら、1992～1994 年にかけて、広東省内のケーブルテレビで香港のテレビ放送が配信されるようになったからである（『南方都市報』2013 年 6 月 18 日、李法宝（2012：5））。

この要因としては、当初問題なしと判断された香港のテレビ放送にも、時として不都合な内容——1989 年の天安門事件関連の報道がその筆頭であろう——が含まれており、コントロール下におく必要性が発覚してきたことが指摘できる。当局としては、香港のテレビ放送を野放しにしておくよりも、広東省のケーブルテレビ網に取り込み、国内のチャンネルと混ぜるとともに、不適切な内容を除去する¹⁸⁾などの対応を図る方が得策だと考えたのである（李法宝（2012：254））。

このような措置は、香港のテレビ放送に対する新たな規制と捉えられる反面、従前の黙認状態から容認の度合いを一步進展させた行為とも解される。いずれにせよ、珠江デルタのテレビ局にとっては、宿敵がより正式に同じ土俵に上がってきたこととなる。

(2) 「普通話を大いに普及推進させる件に関する決定」の発出・運用

上記の通り、1980 年代末に珠江デルタではテレビ放送での広東語放送が許可されるに至った一方、全国的には普通話の普及政策（以下「推普政策」という）が着実に進展していた。そのような潮流を受けて、1992 年 2 月 2 日に中共広東省委員会及び広東省人民政府は、省内での推普政策をさらに促進すべく「普通話を大いに普及推進させる件に関する決定」¹⁹⁾（以下「広東推普決定」という）を発出した。

この広東推普決定は、普通話の普及政策を遂行するに当たり解消すべき問題を挙げるとともに、その改善策を示しており、その 2 項は「報道機関は大々的かつ適切に普通話の普及推進に関する宣伝事業を実施しなければならない」と題し、次の通り、放送領域に関する内容も含んでいる。

……主に方言放送を実施しているラジオ局及びテレビ局は、段階的にその時間を減少させ、普通話の放送時間を増加させなければならない。1992 年以降、すべての学生及び少年・児童向けの番組並びに教育番組は、方言で放送してはならない。

しかし、広東省で方言番組が順調に減っていくことはなかった。江（1997）は、次のように指摘している。

……その後、中共広東省委員会及び広東省人民政府が文書²⁰⁾を発出し、省級及び市級のラジオ局及びテレビ局の普通話の番組は増加した。しかし、方言番組の目立った減少は見られず、しかも多くがゴールデンタイムの時間帯を占めており、普通話の番組は依然として劣勢

にある。(江 (1997: 75))

なお、江 (1997: 75) は、「上海、浙江、江蘇、福建、江西、湖南等の南方方言区の省級及び市級のラジオ・テレビは、とうの昔からすべて普通話を使用するようになって」いるとも述べており、広東省のように放送領域で方言を濫用している状況を問題視した。

3. 2000 年代

(1) 国外メディアの開放と方言放送専門衛星チャンネルの開設

2001 年 7 月、広東有線電視台と広東經濟電視台が合併され、省級テレビ局の南方電視台が誕生した。同台は、広東語チャンネルを中心に構成されたが、特筆すべきは 2004 年 7 月に都市チャンネルが、史上初の方言放送専門衛星チャンネル——現在の TVS2 南方衛星チャンネル——とされたことである (『南方電視台十年志 (上)』(前言, pp. 60-69))。

こうした動向の背後には、国外メディアの開放という事情が認められる。周知の通り、中国は 2001 年に世界貿易機関 (WTO) への加盟を果たしたが、これに伴い国外メディアの開放を迫られる事態となった。そこで、白羽の矢が立ったのが、かねてより香港のテレビ放送を事実上解禁してきた広東省である。2001 年 10 月以降、同省のケーブルテレビは、国の許可した一部の国外チャンネルを受け入れることとなった (謝 (2009)、李法宝 (2012))。そして、とりわけ南方電視台は、「中国のラジオ・テレビ業界の『航空母艦』と『連合艦隊』を築き上げ、もって『WTO 加盟』という挑戦を待ち受ける」ために設立されたこととされる (『南方電視台十年志 (上)』(p. 17))。

(2) 「報道機関の言語文字の規範化及び普通話の普及推進に係る事業の着実かつ適切な実施に関する意見」の策定・発出

2000 年 10 月、中華人民共和国国家通用言語文字法²¹⁾ が制定され、この法律により普通話は「国家通用言語」の地位を得た。これに伴い、推普政策も一層強力に展開されることとなったが、そのような最中、2002 年 7 月 9 日に中共広東省委員会宣伝部により策定・発出された文書が「報道機関の言語文字の規範化及び普通話の普及推進に係る事業の着実かつ適切な実施に関する意見」²²⁾ (以下「広東報道言語文字意見」という) である。

この広東報道言語文字意見では、マスメディアでの言語文字の使用に関する遵守事項が多岐に亘り規定されているが、テレビ放送での方言使用に関する主要な箇所は、以下の 2 項 6 号 1~4 段及び 3 項 3 号である。

第 2 項 国の言語文字に関する規定の厳格な執行

第 6 号 ラジオ・テレビの公開・放送での使用言語は、普通話を主とせねばならない。過去に国の関係部門から方言放送が許可されたラジオ局及びテレビ局を除き、一律に普通話

放送を実施せねばならない。ラジオ・テレビの教育番組及び少年・児童向けの番組は、すべて普通話で放送せねばならない。ラジオ局及びテレビ局は、使用言語（普通話・方言）の別にかかわらず、記者、アナウンサー及び番組司会者が党・政府機関の指導者を取材・インタビューする際には、普通話を使用せねばならない。

第3項 普通話の普及推進に係る宣伝事業の強力かつ適切な実施

第3号 ラジオ・テレビ局は、原則として方言のチャンネル及び番組をこれ以上増加させないものとする。現在、本省の方言を使用して放送している各ラジオ局及びテレビ局は、徐々に普通話番組を増加させ、方言放送の時間を減少させねばならない。方言放送を実施しているラジオ局及びテレビ局は、普通話のニュース番組を設けなければならない。テレビで方言番組を放送する場合は、音声の内容と同じ意味となる字幕を画面の下部に表示せねばならない。方言のテレビドラマ及び映画の放送数量は、抑制せねばならない。元々普通話が使用されていたテレビドラマ及び映画を方言チャンネルで放送する場合、方言に翻訳してはならない。

これらの内容は、1992年の広東推普決定の流れを汲むものであり、また次章で触れる全国レベルの関係文書の規定に則したものである。もっとも、この時点で過去と同様の方針や諸事項が改めて示されたということは、広東省ではそれらが依然として実現・遵守されていなかったことを意味している。

4. 2010年代

(1) 広州政協の提案と撐粵語行動の発生

「撐粵語行動（広東語を支える運動）」とは、2010年7～8月にかけて広州市を中心として実施された集会・デモその他の運動のことをいう。当該運動は、中国人民政治協商会議広州市委員会（以下「広州政協」という）による広州電視台の使用言語の変更案に反対・抗議することに始まり、広東語の保護を求めて展開されたものである。本件の経緯・経過は、概略次の通りである²³⁾。

事の発端は、2010年6月6日の広州政協のウェブサイトにおける「広州電視台の放送状況に係る調査アンケート」²⁴⁾の実施であった。このアンケートには、広州電視台の使用言語を広東語から普通話に変更しようという意向が存在することを仄めかす内容が含まれており、これを目にした微博（Weibo）のユーザーが、同台の広東語放送が普通話放送に切り替えられるという趣旨の投稿を行い、その内容を著名人がフォローする形で情報が拡散していった（王（2010）、『羊城晚報』2010年6月9日）。

それから約1か月後となる7月5日、広州政協の紀可光副主任が広州市の万慶良市長に対して「アジア大会開催中における市内環境のソフト面のより一層の強化に関する提案」²⁵⁾を提出した。

この提案には、「広州電視台総合チャンネルでの普通話番組の放送時間を拡大すべき件に関する提案」(以下「広州政協提案」という)が含まれていた(『南方都市報』2010年7月6日)。

その後、本件に関連する地元メディアの報道も過熱し、2010年7月11日には、広州市内で100余名による集会・デモが実施される(『南方都市報』2010年7月12日)。また、同年7月25日及び8月1日にも、広州市内で参加者1,000名を超える規模の集会・デモが行われた(『明報』2010年7月26日、同年8月2日)。

それでは、件の広州政協提案は、実際どのような内容だったのだろうか。広州政協が公表している「広州電視台総合チャンネルでの普通話番組の放送時間を拡大すべき件に関する調査報告」²⁶⁾によれば、提案部分は、広州電視台の①使用言語の変更、②普通話番組の内容の充実、③総合チャンネルの衛星放送化という3本柱からなる。このうち①に関しては、「総合チャンネル及びニュースチャンネルを普通話放送とするとともに、新たに粵語チャンネルを開設する」又は「総合チャンネル及びニュースチャンネルのゴールデンタイムに普通話放送を実施するとともに、適当な時間に粵語による再放送を配する」という内容である。そして、こうした提案の前提として、広州電視台総合チャンネルが普通話を主たる使用言語としていないということは、国家中心都市であり、広東省の省都でもある広州市に相応しくないという見解が示されたうえで、具体的な提案理由として、外来人口の増加、法律に基づく模範の提示、地域文化のリーダーとしての機能向上、アジア大会開催時の国内外の来訪者への配慮が挙げられている。

なお、広州市人民政府は、上記のような集会・デモの実施やマスメディアの報道を受け、2010年7月28日に開催した記者会見で広州電視台における広東語放送の維持を言明し、広州政協提案が採択されることはなかった(『羊城晚報』2010年7月29日)。

(2) 広東省国家通用言語文字規定の制定・施行

2011年12月1日、広東省人民政府は、広東省国家通用言語文字規定²⁷⁾という地方政府規章²⁸⁾を制定し、同年12月12日に公布した。同規定は、中華人民共和国国家通用言語文字法の施行規則に相当する法令であり、翌2012年3月1日より施行されることとなった²⁹⁾。

同規定が制定されたのは、撐粵語行動が起こった翌年のことであり、地元住民の関心も高く、公布直後からマスメディアによる関連報道が多々なされ、特に広東語放送の取扱いに関する記事が各紙に掲載された³⁰⁾。

こうした動向を受けて、再び前年のような騒動が発生することを懸念したと見られる広東省人民政府は、2011年12月24日に当該法令に関する記者会見を開催し、関係部門の責任者による質疑応答を実施した。この記者会見では、方言放送、なかんずく広東語放送に対する規制は予定していない旨が強調された³¹⁾。

上記の通り、広東省国家通用言語文字規定は2011年に制定されたが、広東省における中華人民共和国国家通用言語文字法の施行規則の制定に向けた動きは、2005年にまで遡ることができる。広州市言語文字工作委员会のウェブサイトによれば、同年2月18日から広東省「中華人民

共和国国家通用言語文字法」施行弁法（草案）³²⁾（以下「広東施行弁法草案」という）に対する意見公募手続が実施されたことが確認できる³³⁾。

この広東施行弁法草案で注目すべきは、広東省国家通用言語文字規定には存在しない「1つのラジオ局及びテレビ局の方言番組の放送時間は、普通話番組のそれを超えてはならない」という条文（12条2項後段）が存在していた点である。この規定は方言放送の時間を全体の半分以下に抑えようという内容であり、同省の従前の状況からして規制の強化というべきものである。

この12条2項後段が立法過程のどの段階で削除されたのかは定かでない。しかし、少なくとも前年に撐粵語行動が起きたなかで、このような条文が残存したまま広東省国家通用言語文字規定が制定まで漕ぎ着けることは困難だったように思われる。

なお、広東省国家通用言語文字規定の運用状況に関しては、小田（2013）で調査を行った結果、2013年2月の時点では、放送領域に関して特段変化は認められなかった。ただし、今日までには状況に若干の変化も見られる。例えば、2014年6月から広東廣播電視台ニュースチャンネルの「正点報道（定時の報道）」が広東語から普通話に変更され（『星島日報』2014年7月12日）、今や同チャンネルは普通話の番組を中心としたラインナップとなっている。また、2014年には、広州電視台総合チャンネルで每晚19時から中央電視台の看板ニュース番組「新聞聯播（全国ニュース同時放送）」の配信放送が始められた³⁴⁾。

IV. 考 察

本章では、珠江デルタの広東語テレビ放送をめぐる政策について考察する。

1. 方言放送特区の成立

1980年代、中国では、それまでプロレタリア文化大革命により停滞していた推普政策が再開・本格化した。1982年には、中華人民共和国憲法（以下「憲法」という）19条5項に「国は、全国に通用する普通話を普及させるものとする」という規定が設けられ、1987年には、「ラジオ、映画及びテレビにおける言語文字の正確な使用に関する若干の規定」³⁵⁾（以下「1987年規定」という）で方言放送を減少させていくという基本方針が打ち出された。

ただし、この基本方針も全国一律で杓子定規に適用されるという訳ではない。1987年規定の2項には、「少数民族居住地区その他特殊な状況が認められる場合を除き」という規定があり、一部地域では例外的な取扱いが許されるものと解釈することができる。そして、現にこの基本方針と真逆の措置が講じられたのが広東省珠江デルタである。

1983年以降、同地のテレビ局は、資本主義社会——香港——のテレビ放送との競争を余儀なくされた。しかし、こうした「特殊な状況」でさえ、中国国内のテレビ局に許容される規制緩和のオプションや追加可能なリソースはそう多くない。そこで、限られた選択肢のなかから言語面での条件を同一とすべく講じられた特例措置こそが方言——広東語——の使用許可と捉えられる。

1985年の広東電視二台の改革案では、中央と省の指示の下で、同チャンネルでの広東語放送の比率を全体の8割にまで引き上げることが決められた。また、1988年に開設された広州電視台でも広東語放送を拡大する見通しであることが記者会見で明らかにされた。そして、この2つの有力テレビ局が牽引する形で、珠江デルタの各テレビ局でも広東語の使用が拡大・定着したものと推察される。かくして、1980年代以降、当該エリアは方言放送の「特区」となっていたのである。

2. 従前の経過

珠江デルタのテレビ局が獲得した方言の使用という特権は、その後も失われることはなく、1990年代前半のケーブルテレビによる香港のテレビ放送の配信や、2000年代前半のWTO加盟に伴う国外テレビ局の開放といった放送関連の新たな特例措置と引き換えに、むしろより磐石なものとなっていったように見られる。

しかし、推普政策は、憲法に根拠規定を有する国家プロジェクトであり、例外的な取扱いも一応認められているとはいえ、あくまで目指すべきは普通話放送の拡大と、これと表裏をなす方言番組の減少である。そのため、1990年代以降、広東省で公表された推普政策の関係文書では、放送領域に関しても国の方針を踏まえた内容が盛り込まれてきた。上記の1987年規定により示された方言放送を減少させるという基本方針は、1992年の広東推普決定や2002年の広東報道言語文字意見に反映されており、2005年の広東施行弁法草案12条2項後段も同基本方針を具現化すべく起案されたものと解される。

また、こうした広東省の関係文書には、長江デルタの方言番組に対する規制通知に規定されているような内容も散見される。例えば、広東推普決定及び広東報道言語文字意見が求める少年・児童向けの番組での方言の使用禁止に関しては、浙江規制通知4項3号に類似の規定が見られる。さらに、長江デルタの各規制通知は、国内で制作されたドラマ・映画の方言吹替版の放送をみだりに行わないものと定めているが、広東報道言語文字意見でもこれを禁じる方針が示されていた。

くわえて、2010年の広州政協提案にも、長江デルタの規制通知との共通点を見出すことができる。同提案では、広州電視台の改革案として、①総合チャンネル及びニュースチャンネルの普通話放送化や、②総合チャンネル及びニュースチャンネルのゴールデンタイムでの普通話放送の実施が掲げられた。このうち①は、長江デルタの各規制通知の「ニュース総合チャンネル」での方言番組の取扱いを彷彿とさせる。また、浙江省規制通知4項7号は、ゴールデンタイムでの方言放送を禁止しており、これは上記②に通じる内容である。

以上の通り、従前の広東省における推普政策の関係文書等は、方言番組の減少を方針として掲げ、また他省と同様の具体的な遵守事項をも示してきた。しかし、こうした方針や各種事項は、その大半が実現・遵守されてこなかった。

もちろん、広東省でも、かかる状況が問題とされていなかった訳ではない。しかし、過去には、広東省言語文字工作委员会がこうした状況を打開すべく、広東省ラジオ・テレビ庁との交渉に臨

んだものの、広東語放送には需要があるという理由から改善に応じてはもらえず、結局問題は解決しなかったとされる（戴（2000：99））。

3. 今後の展望

2010年の広州政協提案は、撐粵語行動を引き起こし、派手な形で失敗した。また、2005年の広東施行弁法草案は、方言放送の総量規制を予定していたが、2011年に制定された広東省国家通用言語文字規定に該当部分は存在せず、なおかつ広東省人民政府は当該法令による方言放送の制限は行わないと約束した。こうした動向からすれば、法令等に基づく方言放送の規制は、当分の間困難と見られる。

他方、2000年代に入って全国的に方言番組が流行・定着したが、推普政策の下で方言放送を減少させるという基本方針に変更は認められない。それゆえ、広東省人民政府や各地級市の人民政府としても、地元住民を刺激しない方法・範囲で国の要求に応じていく必要がある。そして、かかる状況下で講じうる措置としては、インフォーマルな交渉・調整により、徐々に普通話の番組やチャンネルを増やしていくということが挙げられよう。近年の広東広播電視台ニュースチャンネルの普通話放送化や、広州電視台総合チャンネルでの「新聞聯播」の配信などは、こうした措置の実例と見做すこともできる。

しかし、このような水面下での対応は、やはり強制力やスピードに欠け、自ずと限界がある。また、少しでも行き過ぎた措置を講じたならば、いくら事前の批判を回避できたとしても、事後的に騒動や事件を発生させてしまうおそれもある。実際、広東広播電視台ニュースチャンネルや広州電視台総合チャンネルの事例は、過去の関係文書等に照らしてみても、内容的に中途半端な感が否めず、しかも実現まであまりに時間を要している。

さらに、未遂に終わった広州政協提案や広東施行弁法草案は、確かに広東省の従前の状況からして規制の強化というべきものであるが、長江デルタの各規制通知と比較すれば、それでも極めて緩やかな内容である。そして、広東省人民政府や各地級市の人民政府が広州政協提案や広東施行弁法草案よりも厳しい規制を課すことは現状考えにくく、これらを更に後退させた程度の対応に留まるとすれば、全国的な水準には遥かに及ばない。

以上の諸点に鑑みれば、珠江デルタのテレビ局では、今後も普通話による番組及びチャンネルが漸増する可能性があるものの、広東語によるそれらが急激かつ大幅に削減されることは想定しがたく、方言放送特区というべき状態は当面維持されるものと判断される。

V. 結 論

本稿の結論は、次の通りである。

- ① 1980年代、珠江デルタ一帯のテレビ局は、香港のテレビ放送との競争という特殊な状況から広東語の使用が許可され、当該エリアは方言放送特区となった。

② 1990年代以降、同省の推普政策の関係文書等にも方言放送の減少に向けた方針や各種事項が盛り込まれてきたが、その大半は実現・遵守されてこなかった。

③ 諸状況に鑑みれば、当該エリアでの広東語テレビ放送に対する急激かつ大幅な規制の発動は想定しがたく、方言放送特区というべき状態は当面維持される。

さて、本稿は珠江デルタ一帯の広東語テレビ放送に関し、専ら政策面に焦点を当てて考察してきたが、それでは、テレビ局の経営判断から現状に変化が生ずるようなことはあるのだろうか。最後にこの点に言及して稿を結ぶこととしたい。

1980～90年代、珠江デルタのテレビ局は、香港のテレビ放送にまるで歯が立たなかったが、2000年代中盤になると形勢が逆転するようになった（李法宝（2012：40-43））。広州市を例にとるならば、その頃から現在に至るまで市場占有率上位10チャンネルの大半を地元の広東語主体のチャンネルが占めている（『中国電視収視年鑑』2005～2017年版）。

珠江デルタのテレビ市場における広東語の使用については、次のような見解がある。すなわち、謝（2009：111）は、広東省に進出してきた国外テレビチャンネルに関する研究の成果として、これらへの抵抗力を強めるために方言番組が有効な手段だとしている。また、広東電視台の副台長は、広東語の使用が他省の衛星チャンネルの侵攻を阻止する「防火壁」の役割を果たすと述べている（楊・譚（2011：27））。

さらに、かつての勢いこそないが、香港のテレビ放送も今なお健在である。直近の広州市のテレビ市場占有率上位10チャンネルには、香港の無線電視（TVB）翡翠台が復活している（『中国電視収視年鑑』2017年版（p. 526））。珠江デルタのテレビ局にとっては、1980年代からの宿敵との競争も終結した訳ではなく、この対戦においても広東語はまだまだ手放せない必需品である。

他方、珠江デルタにも普通話番組の視聴者は一定程度存在しており³⁶⁾、こうした需要を狙って、各テレビ局が普通話のチャンネルや番組を増加させる可能性も皆無ではない。しかし、普通話番組の視聴者にとっては、既に中央電視台や各省の衛星チャンネルが存在しており、同地のテレビ局としては、これらの強豪とあえて直接対決するよりも、広東語主体のチャンネルにリソースを集中した方がトータルで高い利益を得られるものと考えられる³⁷⁾。

以上の諸点を総括すれば、珠江デルタでは広東語テレビ放送の需要が依然高く³⁸⁾、また同地のテレビ局にとって、広東語は国内外の「外敵」と対峙するために必要不可欠な武器であり、選択と集中という戦略的視点からも、これを主体とするチャンネルに注力した方が賢明と思われる。したがって、テレビ局の経営判断によって大きな変化が生じることもまた考えがたく、市場という面からしても方言放送特区というべき状態は当面継続していくものと判断される。

注

- 1) 特別行政区及び台湾はここに含めない。他方、国外という場合には、便宜上ここに特別行政区及び台湾を含める。
- 2) 本稿で「珠江デルタ」という場合は、広東省内の当該エリアを指し、特別行政区（旧植民地）は含まない。また、当該エリアに包含される行政区は、「珠江三角洲地区改革發展規劃綱要（2008－2020年）（珠江デルタ地区の改革・發展に係る計画綱要（2008－2020））」（國家發展改革委員會 2008 年 12 月）が対象範囲とした 9 地級市（本稿の表 1 参照）とする。
- 3) 本稿では、広東省珠江デルタで使用されている粵語の総称として、本邦で最も一般的な「広東語」を採用する。なお、引用文中等の「粵語」及び「広州話」は「広東語」と同義と解して差支えない。
- 4) 広東省には、広東電視台と南方電視台という 2 つの省級テレビ局が存在していたが、2014 年に省級ラジオ局等と合併し、現在の広東廣播電視台となった。本稿では、かかる経緯を踏まえ、現在の省級テレビ局を指す場合、旧広東電視台との混同を避けるために「広東廣播電視台」と記載する（地級市のテレビ局に関しては、同様の懸念はないことから、「広州電視台」のように「広播」の記載は省略する）。
- 5) 自局制作の広東語番組としては、「民生 007（民生ニュース 007）」や「新聞 C+C（ニュース C+C）」等が存在している。また、公共チャンネルでは、広東語吹替版のドラマも放送されている。
- 6) 客家語番組としては、客家文化を紹介する「客家（客家）」が挙げられるが、2017 年 4 月で一旦放送が終了している。他方、広東語番組に関しては、2017 年 8 月現在、公共・生活チャンネルの毎晩 19 時半からの「合家歡劇場（ファミリー劇場）」枠において、広東廣播電視台制作の「外来媳婦本地郎（余所から来た妻と地元出身の夫）」が放送されている。
- 7) 「關於加強全省廣播電視方言類節目管理的通知」（蘇広発宣〔2006〕9 号）。
- 8) 「關於進一步加強方言類節目管理的通知」（浙広局発〔2007〕138 号）。
- 9) 福建省には方言放送専門チャンネルが存在するが、特にテレビの場合、その開設には高いハードルが設けられている（小田（2017b））。
- 10) 後掲注 26 の資料にその旨が記載されている。また、広東廣播電視台については、後掲注 31 のウェブサイトで広東省人民政府の関係者がその旨を述べている。さらに、広州電視台については、後掲注 34 のウェブサイトで行政機関がその旨を述べている。
- 11) 2017 年 8 月現在、広東廣播電視台ニュースチャンネルでは、5 本の広東語番組（「新聞大數據（ニュースビッグデータ）」、「娛樂前線（エンタメ第一線）」、「軍情風雲（風雲・軍事情報）」、「粵港財富通（広東・香港資産情報）」及び「新聞大視野（ニュースワイドビジョン）」）が放送されている。また、同時期の東莞電視台ニュース総合チャンネルでは、「今日莞事（今日の東莞の出来事）」、「家鄉味道（故郷の味）」、「車天車地（カーワールド）」が広東語番組であった。
- 12) 管見の限り、近年の長江デルタ 2 省での該当事例は、温州電視台における「温州一家人（温州の一家族）」（2012 年）及び「温州両家人（温州の二家族）」（2016 年）の温州話吹替版放送のみである。
- 13) 『南方都市報』（2013 年 6 月 18 日）によれば、1980 年段階の深圳市羅湖区のテレビ普及率は 80% 以上であり、部分的には 100% に達しているところもあったとされる。
- 14) 「關於制止一些不良風氣的通知」。
- 15) 「關於限期全部拆除魚骨天線的通知」。
- 16) 「中共広東省廣播電視庁党组關於貫徹中央書記処和省委指示加強広東電視工作的設想」（1985 年 10 月 20 日）（『広東省志 廣播電視志』（pp. 336-339））。
- 17) 後掲注 26 の資料による。

- 18) 広東省では、配信されている香港のテレビ放送に不適切な内容が含まれている場合、急に香港電台(RTHK)の公益広告等が流され、視聴できなくなるような方策が講じられている。
- 19) 「關於大力推廣普通話的決定」(粵發〔1992〕1号)。
- 20) 筆者注: 時期や内容等からして、広東推普決定のことを指しているものと解される。
- 21) 中華人民共和国国家通用語言文字法(主席令37号)。
- 22) 「關於認真做好新聞媒体語言文字規範和推廣普通話工作的意見」(粵宣發〔2002〕9号)。
- 23) 本件に関する邦文の記事・論考としては、山田(2010)、和仁(2010)、小田(2011)等があり、事案の詳細はこれらを参照されたい。
- 24) 「広州電視台播音情況調查問卷」。
- 25) 「關於進一步加強亞運會軟環境建設的建議」。
- 26) 広州政協ウェブサイト「關於広州電視台綜合頻道應增加普通話節目播出時段的調研報告」<http://www.gzzx.gov.cn/jyxc/zmwyhjya/201006/33031.html> (最終閲覧2017年8月31日)。
- 27) 広東省国家通用語言文字規定(粵府令165号)。
- 28) 地方政府が法令に則して制定する法令のことをいう。
- 29) 同規定の制定・施行に関する邦文の記事・論考としては、和仁(2012)、小田(2013)等があり、事案の詳細はこれらを参照されたい。
- 30) 具体例としては、『広州日報』(2011年12月17日)、『羊城晚報』(2011年12月17日)、『南方都市報』(2011年12月19日)等が挙げられる。とりわけ、『南方都市報』2011年12月19日は、本件について社説で取り上げた。なお、報道状況の詳細は、小田(2013)を参照のこと。
- 31) 広東省人民政府ウェブサイト「省政府召開新聞發布會通報通用語言文字規定有關狀況」http://www.gd.gov.cn/gdggk/gdyw/201112/t20111226_154125.htm (最終閲覧2017年8月31日)。
- 32) 広東省実施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法(草案)。
- 33) 広州市語言文字網「關於征求对『広東省實施「中華人民共和国国家通用語言文字法」弁法(草案)』意見的函」<http://yw.gzjkw.net/show.asp?id=477> (最終閲覧2017年8月31日)。
- 34) 広州市人民政府ウェブサイト「關於広州台轉播新聞聯播」http://www.gz.gov.cn/sofpro/gecs/webview_hotline.gecs?hotline.hotlineSeq=413214&token=1399547496676713000&flag=view (最終閲覧2017年8月31日)。
- 35) 「關於廣播、電影、電視正確使用語言文字的若干規定」(国語字〔1987〕10号)。
- 36) 広州市の市場占有率上位10チャンネルには、中央電視台や湖南電視台衛星チャンネル等の全国区の人気チャンネルを中心として、例年、普通話主体の1~3チャンネルがランクインしている(『中国電視收视年鑑』2005~2017年版)。
- 37) 2000年代以降、主たる使用言語を広東語から普通話に切り替えた広州電視台經濟チャンネルや広東廣播電視台ニュースチャンネルは、元來市場占有率の上位に入るチャンネルではなく、現在の成績も芳しくない。これらは不人気のチャンネルを切り捨てる形で推普政策の要請に対応した事例のようにも見受けられる。
- 38) 元々普通話テレビ放送が主体であった深圳市でさえも、広東語主体の広東廣播電視台珠江チャンネルや深圳電視台公共チャンネルが市場占有率上位10チャンネルの常連となっている(『中国電視收视年鑑』2005~2017年版)。

参考文献

〔論文、書籍等〕

〈邦文〉

- 小田格（2011）「中華人民共和国広東省広州市における粵語の保護に関する運動について」『人文研紀要』72号
- （2013）「中華人民共和国の言語法『広東省国家通用言語文字規定』について——漢語方言の使用規制に関する規定を中心に——」『人文研紀要』77号
- （2016a）「中華人民共和国福建省南部における閩南語テレビ放送について——対台湾政策下における特例措置」日本言語政策学会『言語政策』12号
- （2016b）「中華人民共和国浙江省における方言番組と政策変容——新旧の関係通知めぐって」『中国研究月報』70巻8号
- （2017a）「中華人民共和国江蘇省における方言番組とその規制：関係通知の策定背景及び運用実態を中心に」『中国研究月報』71巻2号
- （2017b）「中華人民共和国福建省東部における閩東語テレビ放送について：方言放送専門チャンネルの開設めぐって」『中国研究月報』71巻6号
- 山田賢一（2010）「中国、広東語チャンネル“廃止”案に反発」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』2010年9月号
- 和仁廉夫（2010）「浮躁中国（29）広州『八〇後』世代の広東語防衛運動」『金曜日』18巻39号
- （2012）「浮躁中国（44）どうなる？ 広東語」『金曜日』20巻11号

〈中文〉

- CSM 媒介研究（2005－2017）『中国電視収視年鑑』2005～2017年版、中国伝媒大学出版社
- 陳雷剛（2014）「胡耀邦与広東改革開放二三事」『党史縱横』2014年9期
- 戴昭銘（2000）「民族共同語の推广問題」呂冀平主編『当前我国語言文字的規範化問題』上海教育出版社
- 広東省地方志編纂委員会編（1999）『広東省志 広播電視志』広東人民出版社
- 郭鎮之（1987）「三省一市電視情况調查報告」『現代伝播』1987年4期
- 江藍生（1997）「当前広播電視語言文字応用中的幾個問題」『中国語文』1997年1期
- 李春雷（2008）「木棉花開——任仲夷在広東」『党史天地』2008年10期
- 李法宝（2012）『電視競争策略：境外電視落地内地对電視生態環境的影響及对策』中山大学出版社
- 李天研（2012）「粵語在電視媒体中的存在價值與發展前景研究」暨南大学修士學位論文
- 李学名主編（2010）『広東語言文字工作60年紀事 1949－2009』広東高等教育出版社
- 劉玉萍編（2011）『实用粵語播音主持語言基礎教程』中国広播電視出版社
- 白玲・蔡照波主編（2013）『南方電視台十年志（上）』広東人民出版社
- 万人杰（2009）「籌建広州電視台的艱辛歷程」李齋念主編『広州文史』広州出版社
- 王媛（2010）「微博引發輿論事件的三個要件——以“推普廢粵”事件中的微博伝播為例」『新聞与写作』2010年11期
- 謝毅（2009）『境外電視頻道落地広東研究』暨南大学出版社
- 楊卓興・譚天（2011）「給力“珠江”称雄南粵——關於広東電視台珠江頻道的對話」『南方電視學刊』2011年1期
- 中国広播電視年鑑編輯委員会（1988－2017）『中国広播電視年鑑』1988～2016年版、北京広播電視出版社

〔新聞〕

〈中国〉

『広州日報』2011年12月17日「明年起媒体粵語播音要報批 老字号需有簡体字」

『南方都市報』2010年7月6日「広州市政協建議：広州電視台改用普通話」

『南方都市報』2010年7月12日「粵唱粵有愛 広州年輕人快閃撐粵語」

『南方都市報』2011年12月19日「方言播音須報批、語言多樣性要呵護」

『南方都市報』2013年6月18日「城市瘋起魚骨天線 港風北漸」

『南方都市報』2013年6月20日「黎子流：魚骨天線的拆留關乎“半開放”還是“真開放”」

『羊城晚報』2010年6月9日「一份調查引發粵語存廢之辯」

『羊城晚報』2010年7月29日「有人搞弄“推普廢粵”偽命題」

『羊城晚報』2011年12月17日「広東省国家通用語言文字規定：媒体用粵語播音需報批」

〈香港〉

『明報』2010年7月26日「広州人保衛粵語集会」

『明報』2010年8月2日「穗撐粵語升温逾千公安圍趕 3000民衆集会7記者被拘」

『星島日報』2014年7月12日「新聞頻道全面棄用粵語 民衆揚言杯葛」